

新地町立各小中学校長

新地町教育委員会 教育長 佐々木孝司
(公 印 省 略)

**学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行及び 5 類感染症への
移行後の町内各小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について (依頼)**

このことについて、文部科学省初等中等教育局長から令和 5 年 4 月 28 日付け 5 文科初第 345 号「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)」及び同日付け文科初第 347 号「5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について (通知)」が別紙写しのとおり通知がありました。

つきましては、新地町内各小中学校において、下記の内容のとおり対応願います。

記

1 学校保健安全法施行規則の位置付けの見直し

- (1) 新型コロナウイルス感染症を学校保健安全法体系における感染症の種類第 2 種感染症に位置付ける。
- (2) 出席停止期間の基準
「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」とする。無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、検体を採取した日から 5 日を経過するまでを基準とすること。
- (3) 濃厚接触者としての特定は行われなことから、新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった場合も感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと。
- (4) 施行期日は令和 5 年 5 月 8 日とする。

2 「衛生管理マニュアル」の改訂

- (1) 平時から求められる感染症対策 (マスクについては、着用を求めないことが基本。)

【健康観察】

- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう周知・呼び掛け。
- ・ 家庭との連携により児童生徒の健康状態を把握。(毎日体温をチェックさせ、提出させる取組は不要。)

【換気の確保】

- ・ 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2 方向の窓を同時に開けて換気。
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターや空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保することが重要。

【手洗い等の手指衛生】

- ・ 外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導。

【清掃】

- ・ 一時的な消毒効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つことが重要。
- ・ 清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要。

(2) 感染流行時における感染症対策

【マスクの取扱い】

- ・ 教職員が着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられる。(その場合にも、着用を強いることがないようにすること。)

なお、マスクの着脱については様々な考えがあることから、自分と異なる意見や価値観を安易に拒絶せず許容しようと努めたり、とがめたりせず許容しようとする姿勢、寛容の精神を持ち合わせるよう、学校全体で共通理解の下で指導の充実に努める。

【活動場面ごとの感染症対策】

- ・ 「感染リスクが比較的高い活動」等に当たって、活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じることが考えられる。

(3) 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置

【出席停止】

- ・ 感染が判明した児童生徒に対しては、出席停止の措置を講じつつ、ICTの活用等により、学習の機会を確保するなど、学びの保障の観点に留意。
- ・ 合理的な理由で、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことも可能。

【臨時休業】

- ・ 学びの保障の観点に留意しつつ、必要な範囲・期間で機動的に対応。

3 備 考

(1) 児童生徒並びに保護者の周知について

- ・ 別添通知

令和5年5月1日付け

「新地町内各小中学校における5月8日以降の新型コロナウイルス感染症にかかる対応について(お知らせ)」に基づいて、周知する。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する県費負担教職員の服務等について

- ・ 5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置付けが「5類感染症」に変更されることに伴い、職員の服務についても国に準じて取り扱いが変更になる予定とのこと。